

家計相談支援・生活福祉資金の あり方について

現状・課題

- 家計相談支援事業は、生活困窮者自立支援法において任意事業に位置づけられているが、その実施状況は、平成27年度は200自治体(22%)、平成28年度は302自治体(33%)、29年度は362自治体(40%)と着実に増加してきている。
- 他方、都道府県ごとの実施状況をみると、大きなばらつきが見られる状況である。
(世帯の家計を取り巻く状況)
- 多重債務にある人については、減少しているものの、5件以上の無担保無保証借入の残高がある人数は平成28年度においても全国で約9万人に上るなど、依然として多重債務にある人が存在。
- 平成28年5月の新規相談受付分の継続的支援対象者の経済的困窮の状況としては、その継続的支援対象者の約96%が、「借金や債務があり、本人の必要に応じた生活が送れる経済状況にない」「家計管理がうまくいかず、本人の必要に応じた生活が送れる経済状況にない」「貯蓄まではできないが、本人の必要に応じた生活が送れる経済状況にはある」といった、家計面に何らかの課題を抱えている状況。
(家計相談支援事業の効果)
- 「新たな評価指標」の平成28年5月新規相談のうちの継続的支援対象者について、家計相談支援事業の有無別に、支援当初6ヶ月でのステップアップ状況をみると、特に「経済的困窮の改善に関する状況」に関して、家計相談支援の効果が大きく現れている。
- また、家計相談支援事業による効果として、9割超の自治体が「債務・滞納の解消に役立った」ことを挙げている。
(家計相談支援事業に関する状況)
- また、家計相談支援事業の実施自治体と未実施自治体の自立相談支援事業における支援内容を比較すると、より専門的と考えられる「レシート等による大まかな支出把握とアドバイス」、「ひと月単位の家計の把握とアドバイス」、「具体的な収入目標を設定しての就労支援」、「数年先までの将来の生活の見通しの作成」については、家計相談支援事業における実施率が高い。
- 家計相談支援事業を実施しない理由のうち約7割には利用ニーズがあると見受けられるが、そのうち「利用ニーズはあるものの少ないため事業化しにくい」が19.5%、「利用ニーズはあるものの自立相談支援事業で対応可能」が34.9%、「ニーズがあり事業化したいが予算面で困難」が12.2%という状況。

考え方

- 家計の状況が把握できない人や中長期的な生活設計を立てた上で日々の生活を組み立てることが難しい人は、規模の小さい自治体も含めてどの自治体にも存在する。
- 家計相談支援は、こうした人たちに対し、家計に関する課題のより踏み込んだ相談に応じ、相談者ととも家計の状況を明らかにして生活の再生に向けた意欲を引き出した上で、将来の見通しの中で自ら家計管理できるようになるといった専門性を有するものであり、家計に関する一般的なアドバイスや各種給付の利用調整、多重債務解消のための手続きの支援を中心とした自立相談支援で行うことができている家計面の支援とは専門性やアプローチが異なるものである。
- もとより、家計相談支援の機能もソーシャルワークの一環であり、自立相談支援と家計相談支援には連続性があるが、上記のような専門性を伴った支援が真に必要となる場合には、自立相談支援事業の中では行いにくい状況
- 高齢の生活困窮者については、収入が年金に固定されている中で家計をどう考えていくかが必要であり、年金担保貸付事業の廃止に伴い、他で借金を重ねることのないよう、また貸付がなくても家計を維持できるようにする観点からも、細やかな対応が必要。高齢期に至っての生活困窮を防ぐ観点も重要
- 子どもがいる生活困窮の世帯については、将来の進学費用等、今後数年の間に予想される出費に備えるため、数年先の収支を見通した上で、現在の家計状況を踏まえた貯蓄等が必要であり、細やかな対応が必要
- このような観点から、生活困窮者の個々の状況に応じた総合的な資金計画に係る相談に細やかに対応していくための方策について検討していくことが重要

考え方

- こうした支援は全国どの地域でも提供されるべきであるとの観点から、家計相談支援事業を必須化すべきという意見が多かった一方で、地域によっては、需要が少なかったり、マンパワーや委託事業者の不足といった実情もある。(就労準備支援事業における課題と同じ課題)
- 家計相談支援事業のあり方としては、自治体の規模、実際に求められる専門的なニーズの質や量に応じ、複数の自治体にまたがって広域で効率的に事業を実施するといった工夫も検討され得る。
- また、就労による自立を目指す生活保護受給者については、生活保護受給中から家計管理のスキルを身につけ、円滑に安定した家計管理に移行することにより、自立後に、再び生活保護の受給に至ることを防止することや、高校卒業後に進学する子どもがいる世帯が進学費用等を用意する際に相談支援を検討することが考えられる。

論点

- 家計相談支援事業に求められているニーズに効率的に対応するための方策についてどう考えるか。
- 家計相談支援事業について、全国的に実施する必要性をどう考えるか。

現状・課題

- 生活福祉資金貸付制度については、自立相談支援事業と密接な連携を図りながら対応することで、両制度がともに効果的・効率的に機能することを期待

(生活福祉資金貸付制度について聞かれる意見)

- 自立相談支援機関側からは、貸付要件が厳しすぎる、貸付決定までの審査に時間がかかりすぎるといった意見がある一方で、社会福祉協議会側からは、償還の確保が必要であるという指摘がある。

(貸付までの期間)

- 緊急小口資金の相談から貸付決定・送金までの平均期間は「1週間程度」と「1～2週間程度」で約4割ずつを占めている。
- 総合支援資金については、実態として1ヶ月程度かかっているという意見が多い。

(自立相談支援事業との連携状況)

- 生活困窮者自立支援法の施行に伴い、総合支援基金と緊急小口資金については原則として自立相談支援事業のプラン作成とセットにすることとしており、総合支援資金は約9割、緊急小口資金は約4割が自立相談支援事業と併用

(家計相談支援事業との連携状況)

- 家計相談支援事業において貸付あっせん書を作成した人のうち、約8割が貸付決定に至っている。
- 貸付利用希望者に対しては、家計相談支援事業を実施するおおむねすべての自治体において、貸付あっせん書の作成が行われており、また、約半数の自治体では貸付あっせん書の作成に加え、社会福祉協議会への同行支援、償還のめどが立つまでの支援、償還開始後の一定期間の伴走支援といった全ての支援が行われている。

現状・課題

(自治体における当座の資金貸付の取組)

- 生活福祉資金貸付事業以外の独自の生活困窮者支援に対する取組を実施する市区町村社会福祉協議会が約7割ある。
- 実施している取組としては「緊急時の食料提供」が71.7%、「独自の資金貸付・給付」が65.9%となっている。

(年金担保貸付事業の貸付状況)

- 平成23年12月及び平成26年12月の2回にわたる貸付限度額の引き下げ等により、平成28年度では、利用件数は約9万件、年間貸付額は約495億円まで大幅に縮減してきている。
- 平成28年度の用途別の実績をみると貸付件数、貸付金額ともに「生活必需物品の購入」が最も多く、件数が全体の36.1%、金額は29.3%を占めている。

(年金担保貸付事業の実施状況)

- 貸付の利用回数は「初めて」の人が27.0%、「2回以上」の人が73.0%。
- 貸付を完済した後に再度利用した理由については、「臨時の出費(冠婚葬祭、入院等)が重なってしまったから」と回答した人が32.1%と最も多く、次いで「年金収入だけでは生活費を賄うことができないから」が26.0%、「負債の返済や支払が滞ったから」が18.3%となっている。
- 年金担保貸付制度がないとした場合、「支出を抑えることができない」と回答した人は70.8%となっている。
- 年金担保貸付制度が廃止になった場合に、一時的に必要な資金の借入先を見つけることが「難しい」と回答した人が78.2%となっており、「少し難しい」と回答した15.8%とあわせると、約9割を超える人が代替りの借入先を見つけることが難しいと回答している。
- 今後、必要となった場合に生活福祉資金を「利用してみたい」と回答した人は61.0%。そのうち市町村民税が非課税の人は28.2%となっている。

考え方

- 生活福祉資金貸付制度については、機動的な貸付に対するニーズ及び償還の確保の必要性の両方の課題を満たす視点が必要
- 償還の確保を前提としつつ、貸付要件、貸付決定までの期間、手続等について、運用面での改善をしていくことが求められている。
- また、年金担保貸付事業の廃止の中で、日常生活全般に困難を抱える貸付が真に必要な人に限定して生活福祉資金の中で受け止めていくための実現可能性を検討する必要がある。一定の収入があるにも関わらず必要な支出を抑えられないといった課題を抱える生活困窮者については、家計面での相談を細やかに行う必要がある。
- 当座の資金ニーズについては、制度化、財源的な支援等を求める声がある一方、現状、多くの自治体で工夫して実施されていることから、一律の制度で各自治体のニーズに沿った柔軟な対応が確保できるのかという課題がある。

論点

- 生活福祉資金貸付制度については、償還の確保を前提としつつ、機動的・迅速な貸付が行えるよう、運用面で必要な見直しを行う必要があるのではないか。
- 廃止の方向性が示されている年金担保貸付事業の受け皿として、家計面での相談も踏まえつつ、生活福祉資金貸付制度で対応することについてどう考えるか。